

自動販売機設置平面図

別添18

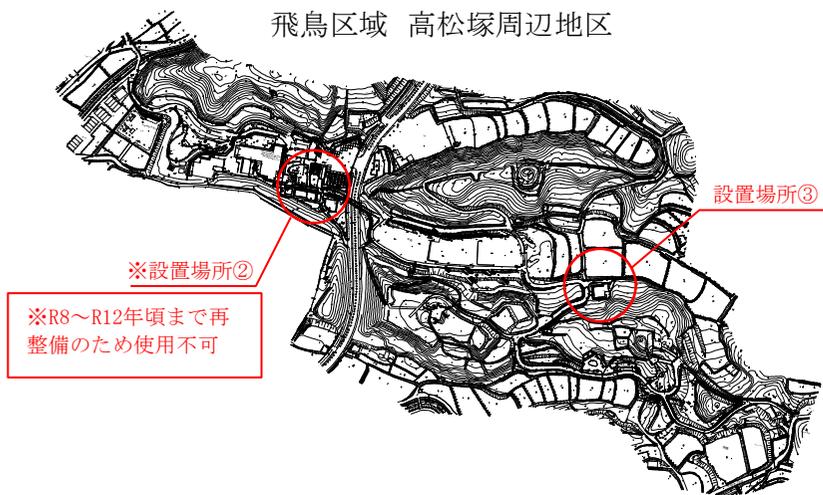
飛鳥区域 石舞台地区



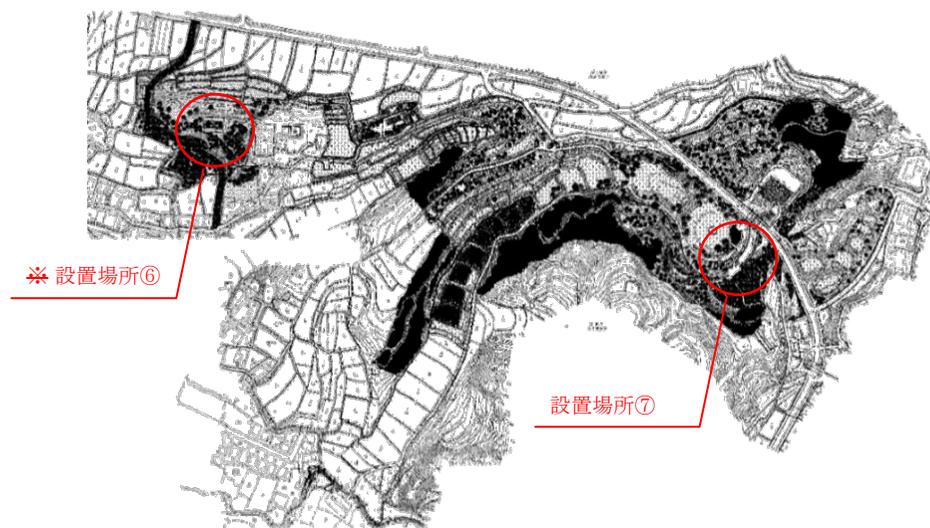
飛鳥区域 甘樫丘地区



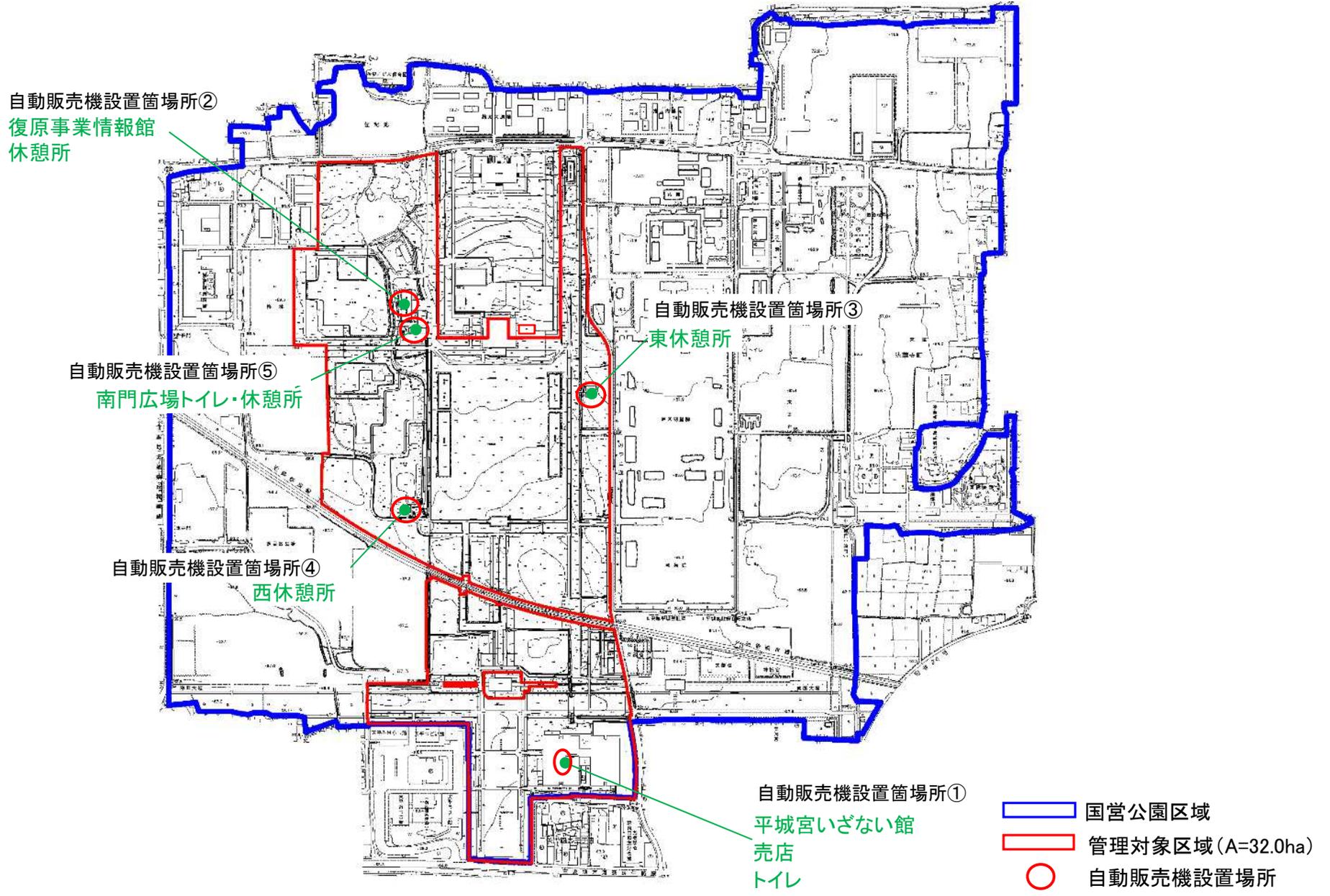
飛鳥区域 高松塚周辺地区



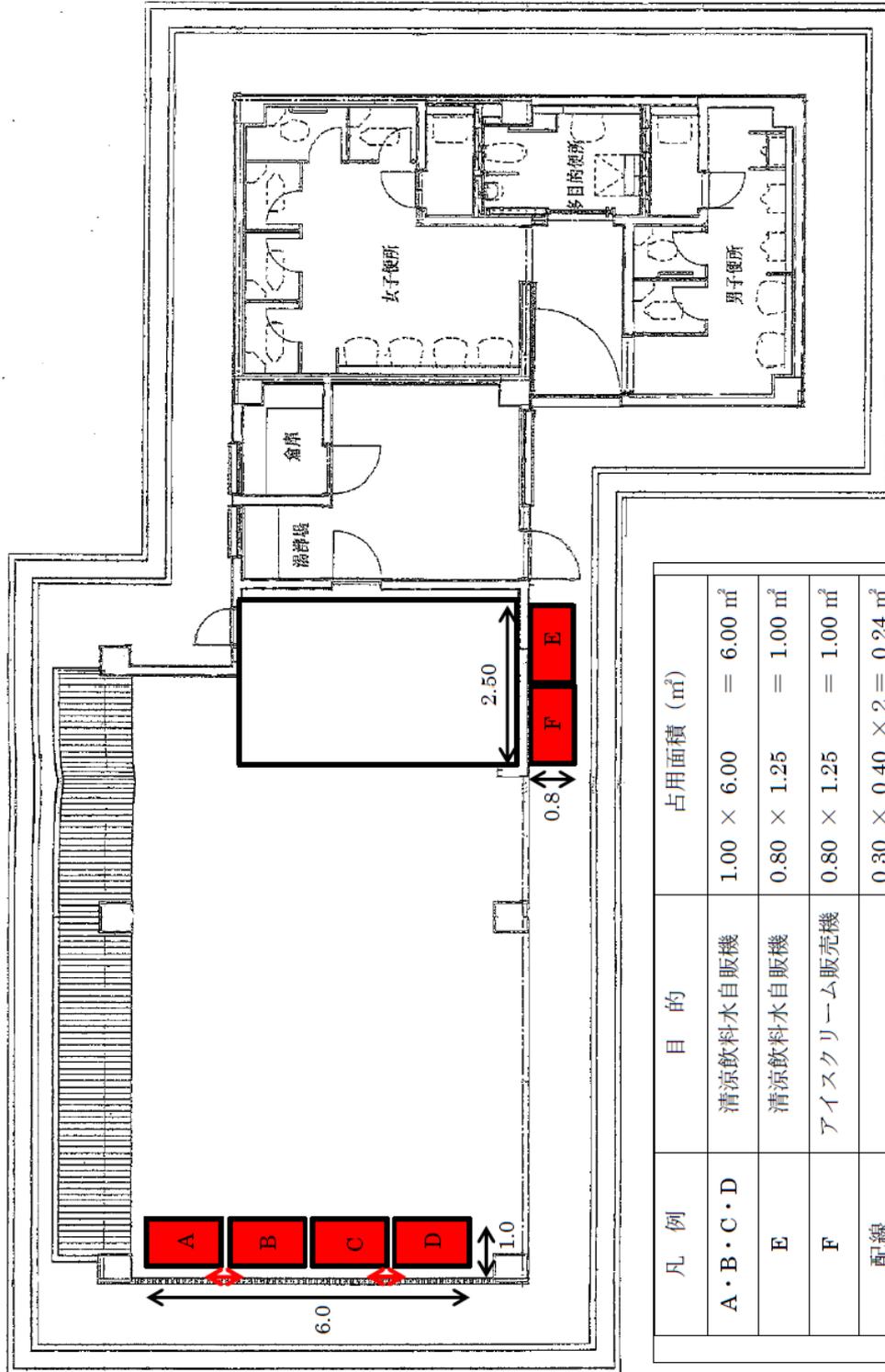
飛鳥区域 キトラ古墳周辺地区



自動販売機設置平面図



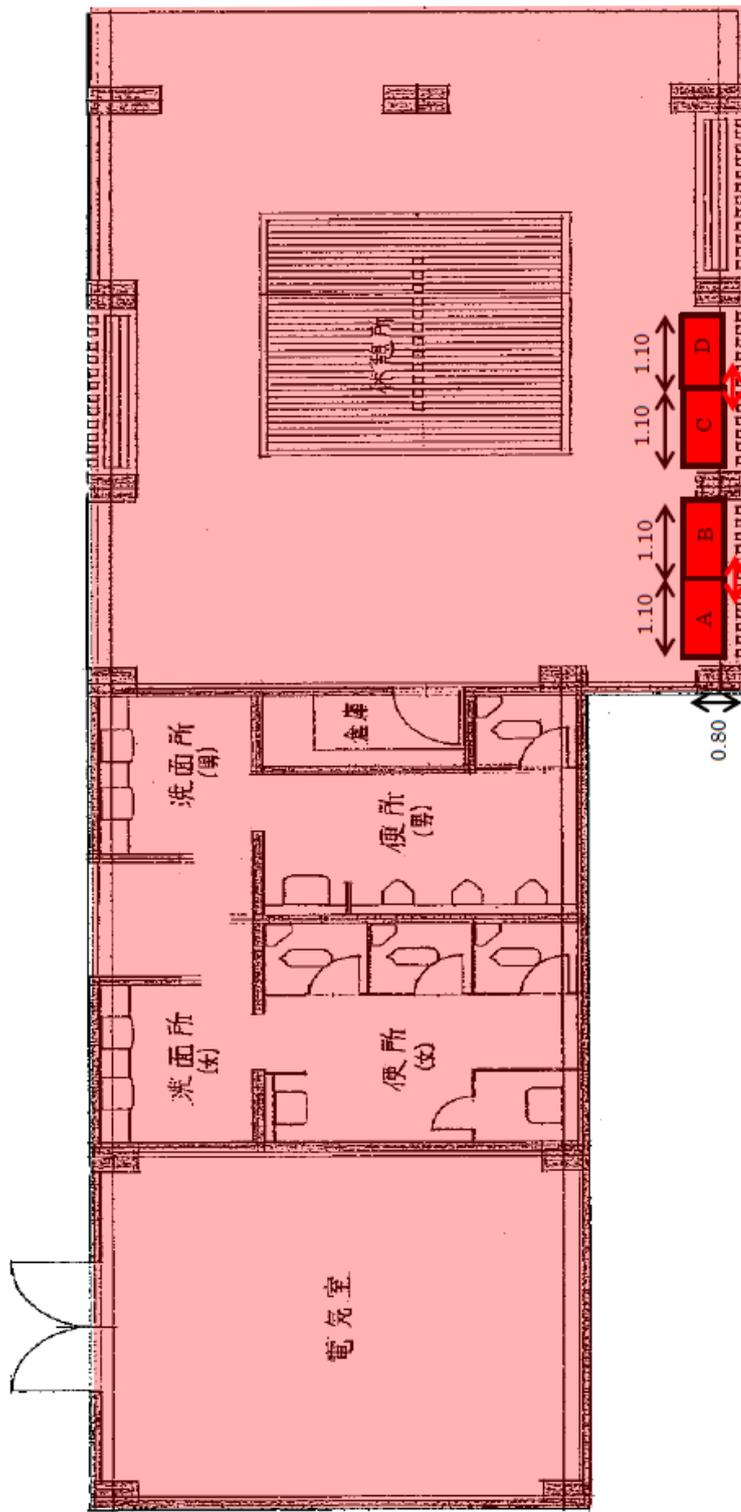
石舞台地区 休憩所 自販機位置図



凡例	目的	占有面積 (㎡)
A・B・C・D	清涼飲料水自販機	$1.00 \times 6.00 = 6.00 \text{ ㎡}$
E	清涼飲料水自販機	$0.80 \times 1.25 = 1.00 \text{ ㎡}$
F	アイスクリーム販売機	$0.80 \times 1.25 = 1.00 \text{ ㎡}$
配線		$0.30 \times 0.40 \times 2 = 0.24 \text{ ㎡}$
計		8.24 ㎡

⚡ 配線 (F, E)については配線を合わせていない

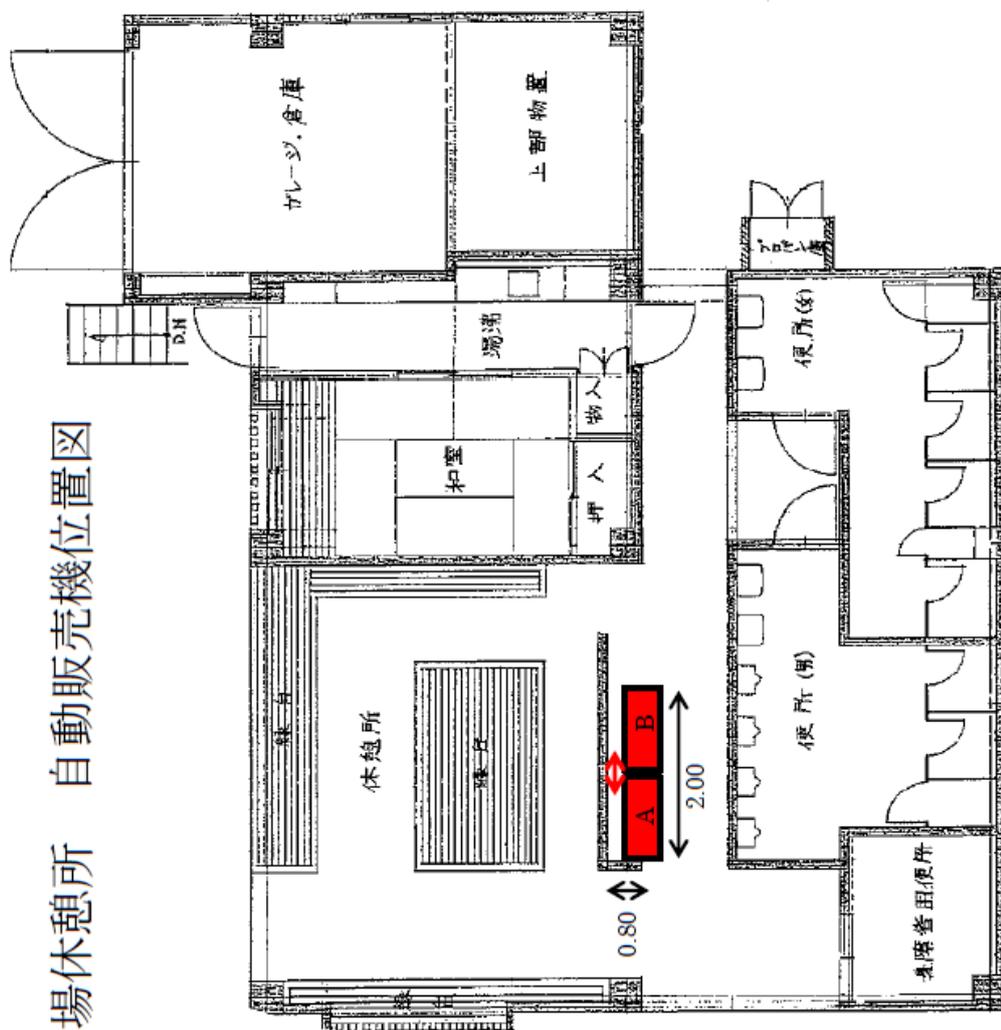
高松塚周辺地区 公園館前休憩所 自動販売機位置図



R8～R12年頃までは、再整備のため使用不可

凡例	目的	占有面積 (㎡)
A	アイスクリーム販売機	$1.10 \times 0.80 = 0.88 \text{ ㎡}$
B・C・D	清涼飲料自動販売機	$3.30 \times 0.80 = 2.64 \text{ ㎡}$
配線		$0.40 \times 0.30 \times 2.0 = 0.24 \text{ ㎡}$
計		3.76 ㎡

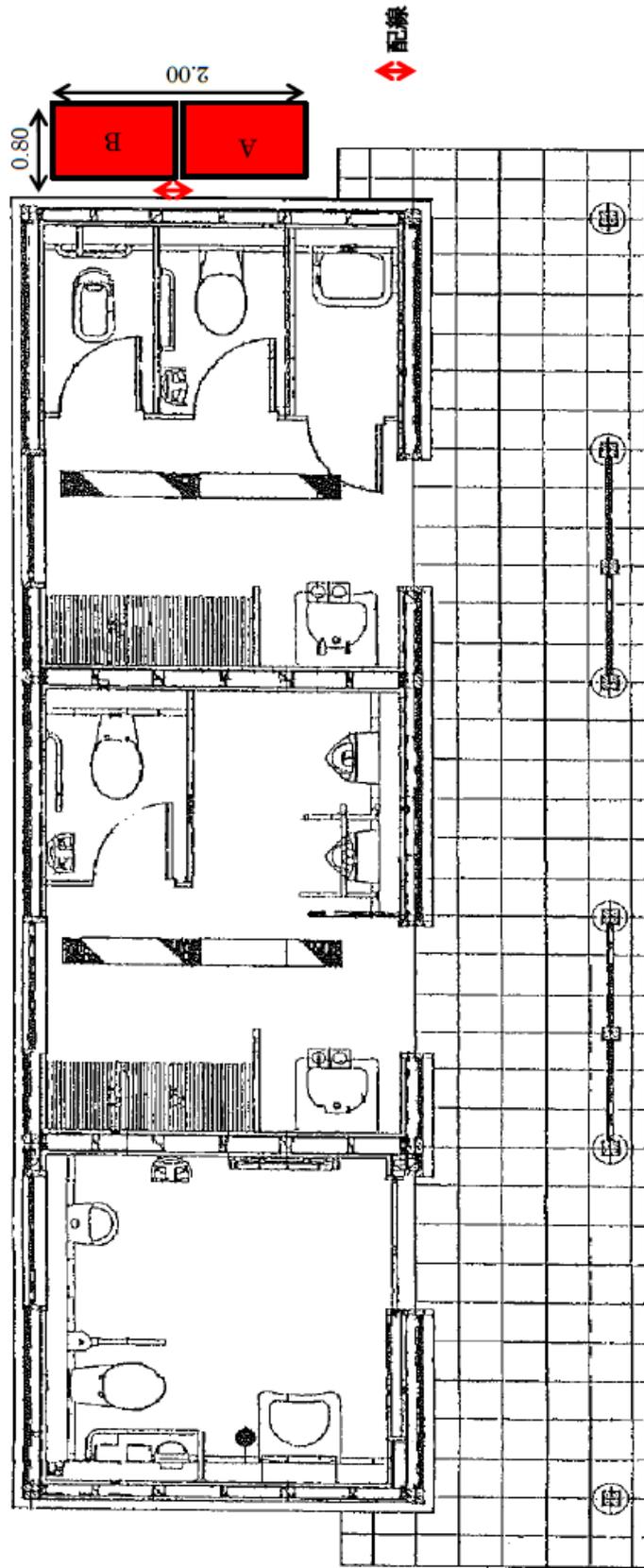
高松塚周辺地区 芝生広場休憩所 自動販売機位置図



配線

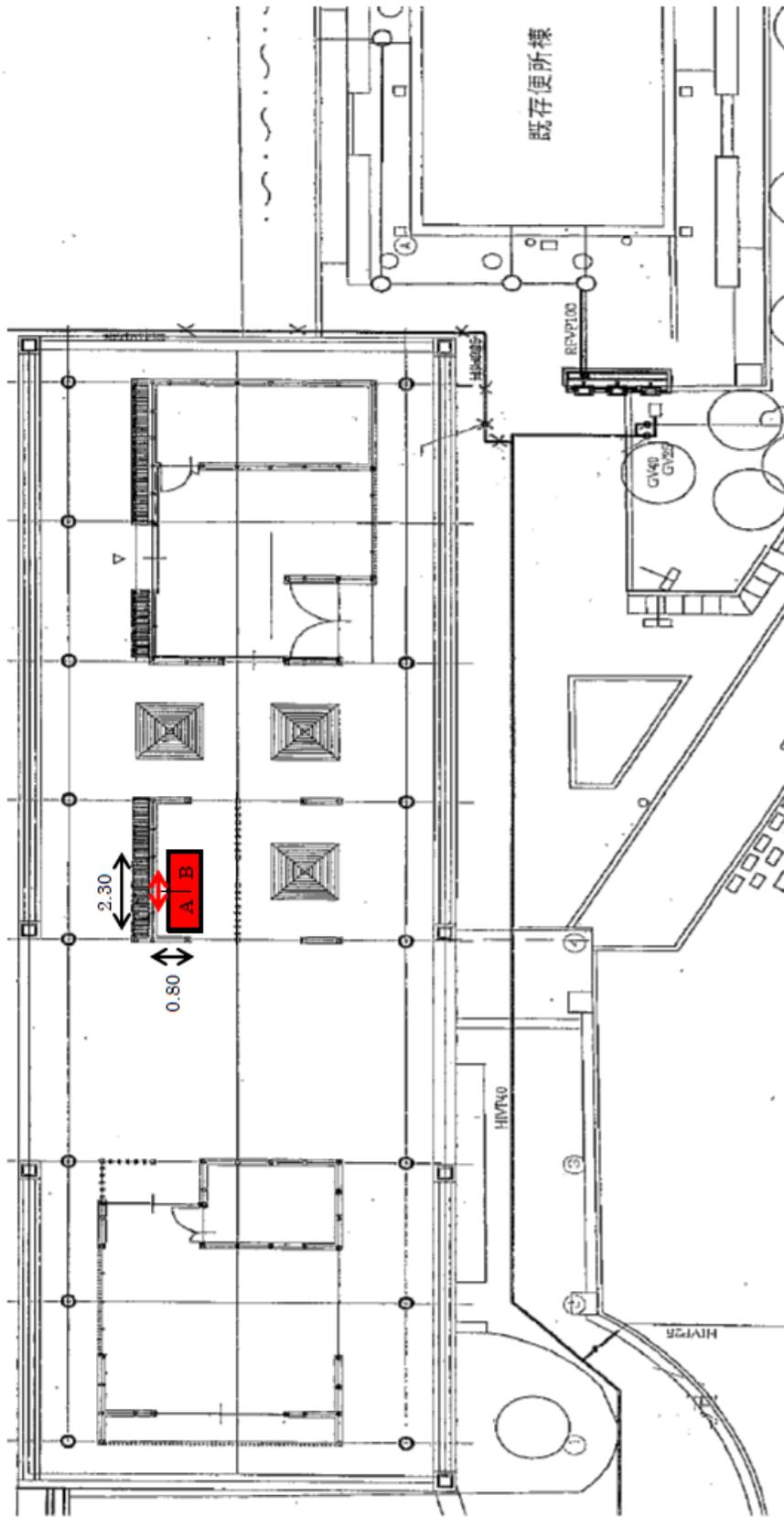
凡例	目的	占用面積 (㎡)
A・B	清涼飲料水自販機	$0.80 \times 2.00 = 1.60 \text{ ㎡}$
配線		$0.30 \times 0.40 = 0.12 \text{ ㎡}$
計		1.72 ㎡

甘樫丘地区 川原駐車場 自動販売機位置図



凡例	目的	占用面積 (㎡)
A・B	清涼飲料水自動販売機	$0.80 \times 2.00 = 1.60 \text{ ㎡}$
配線		$0.30 \times 0.40 = 0.12 \text{ ㎡}$
計		1.72 ㎡

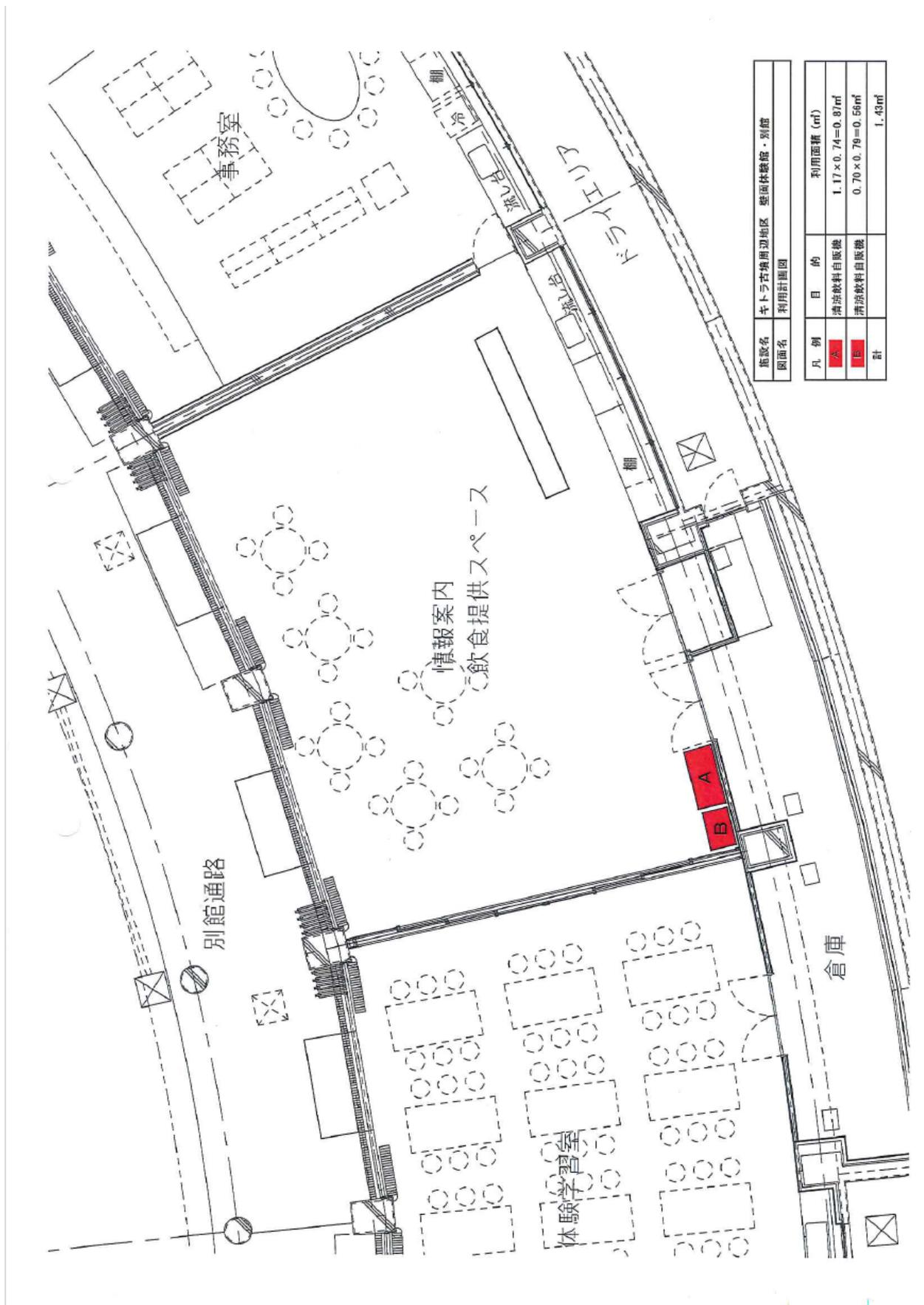
甘樫丘地区 豊浦休憩所 自動販売機位置図



凡例	目的	占用面積 (㎡)
A・B	清涼飲料水自動販売機	$0.80 \times 2.30 = 1.84 \text{ ㎡}$
配線		$0.30 \times 0.40 = 0.12 \text{ ㎡}$
計		1.96 ㎡

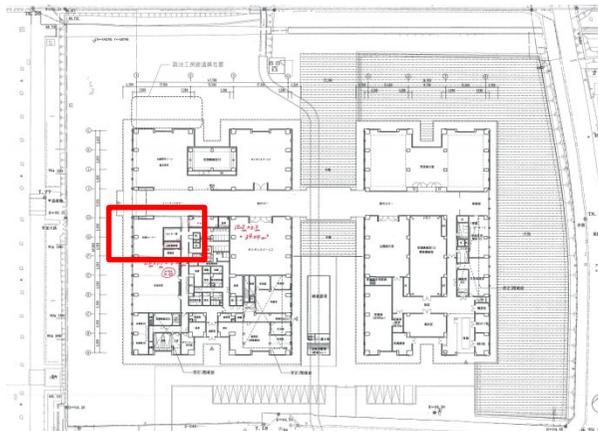
↔ 配線

キトラ古墳周辺地区 キトラ古墳壁画体験館四神の館（別館）



(参考図)

設置箇所①詳細図(平城宮跡展示館自動販売機配置図)

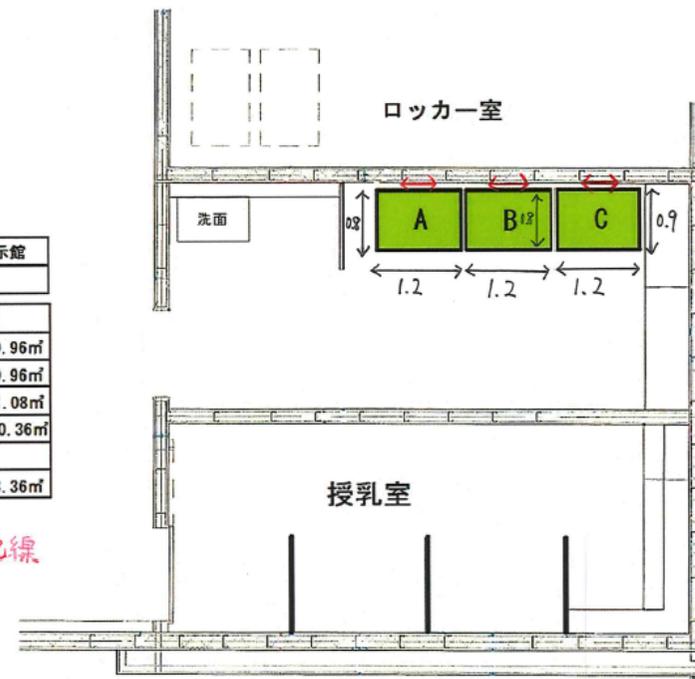


拡大図

施設名	平城宮跡歴史公園 展示館
図面名	自動販売機設置図
凡例	占用面積 (㎡)
A	1.2m×0.8m =0.96㎡
B	1.2m×0.8m =0.96㎡
C	1.2m×0.9m =1.08㎡
配線	0.3m×0.4m×3カ所=0.36㎡
計	3.36㎡

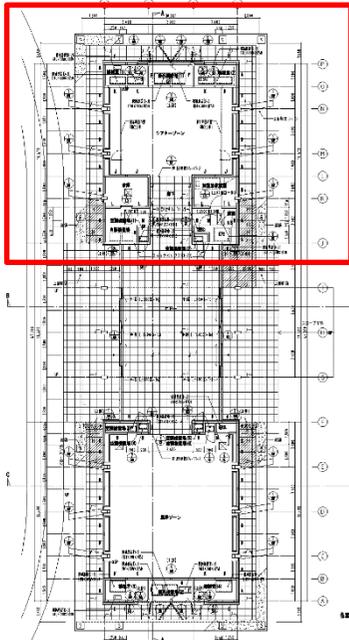


平城宮いざない館 自動販売機 設置図

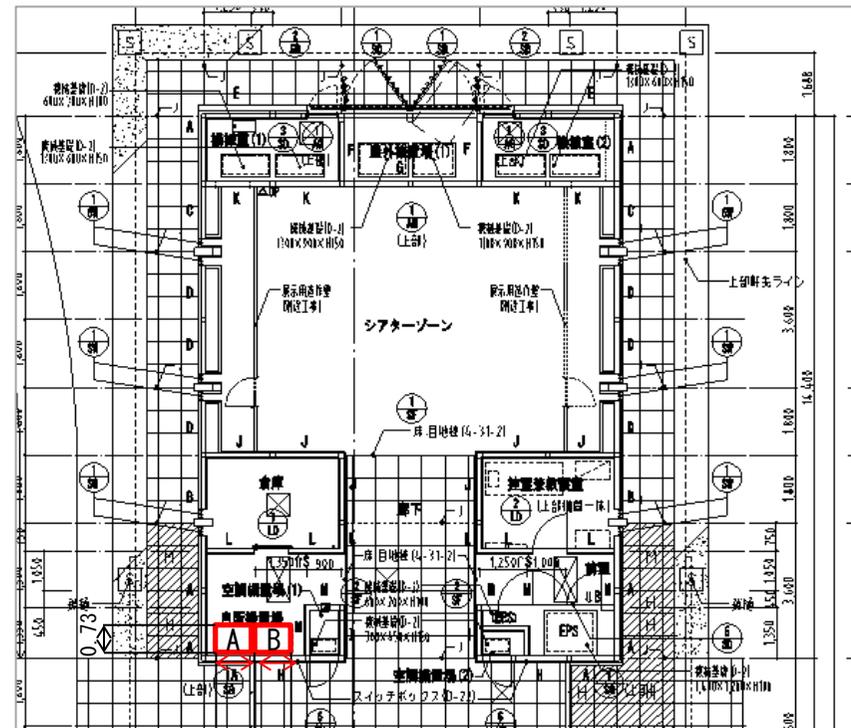


(参考図)

設置箇所②詳細図(復原事業情報館自動販売機配置図)



拡大図



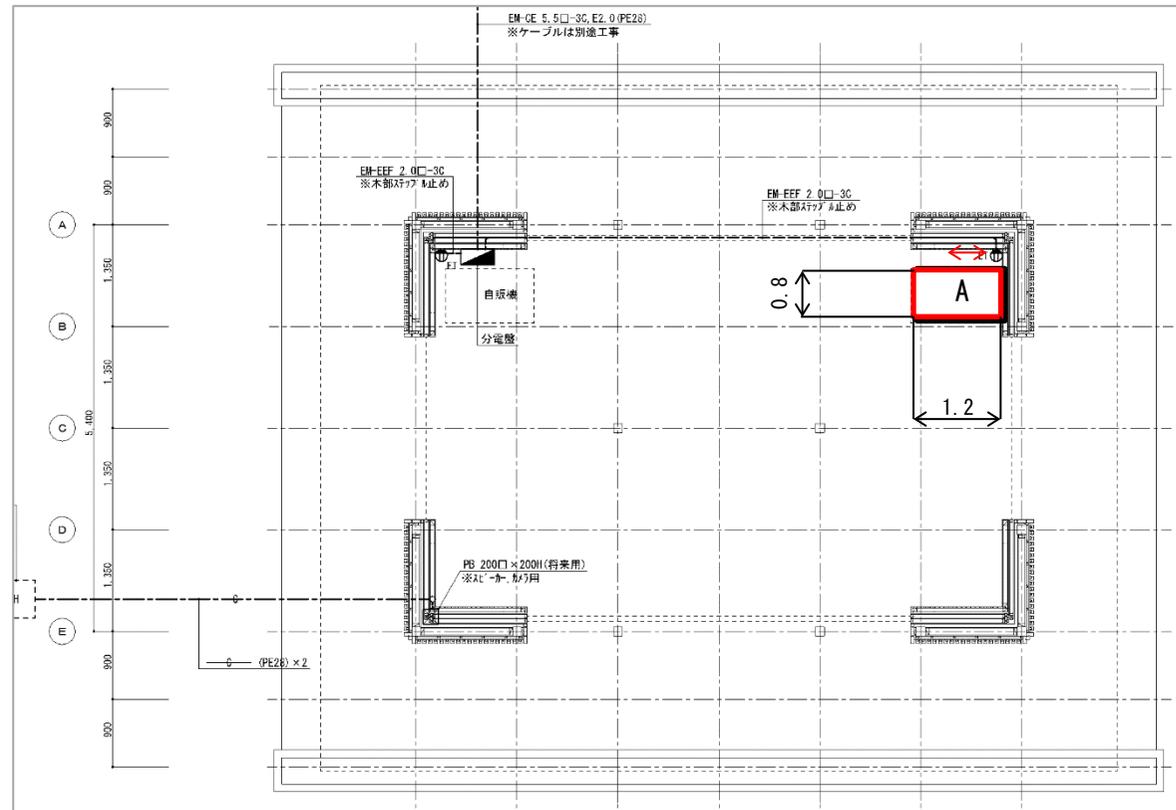
配線 0.3 ←→
0.4
1.2 1.2

施設名	平城宮跡区域復原事業情報館
凡例	占用面積(m ²)
A・B	1.2m×0.73m×2台=1.76 m ²
配線	0.3m×0.4m×2力所=0.24 m ²
計	2.00 m ²

(参考図)

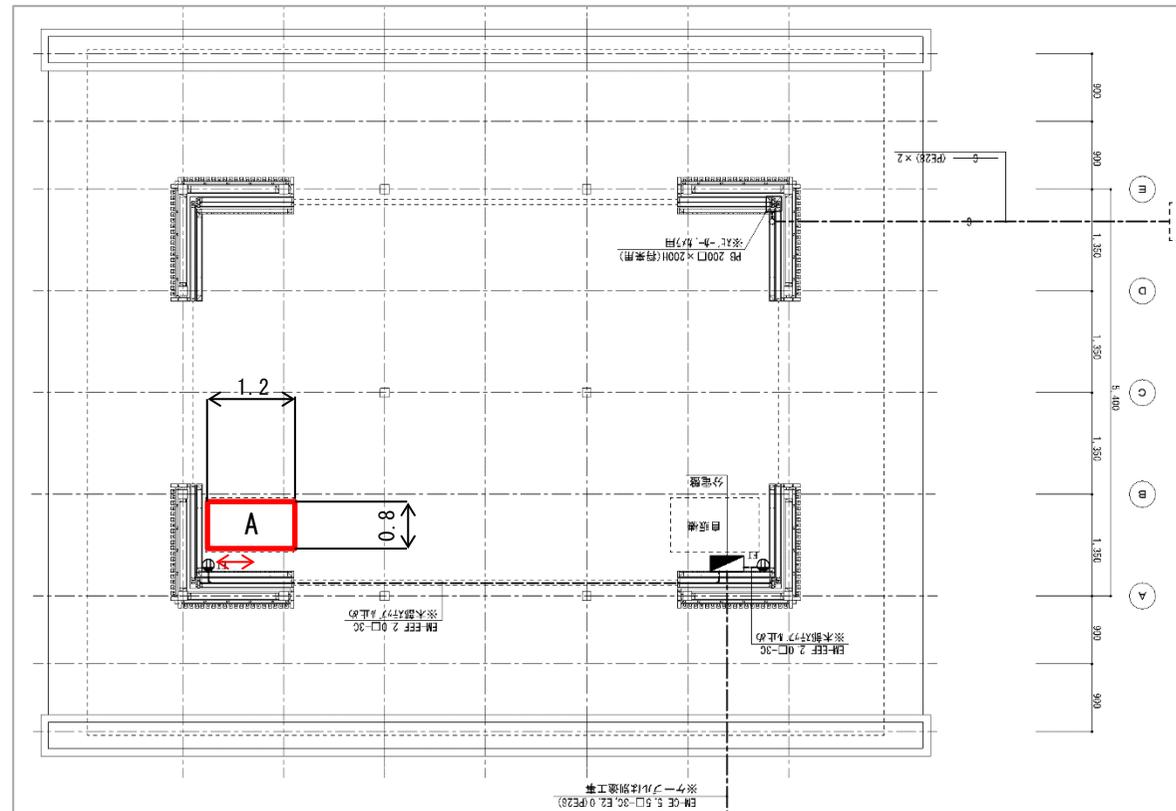
設置箇所③詳細図(東休憩所自動販売機配置図)

施設名	平城宮跡歴史公園東休憩所
凡例	占用面積(m ²)
A	1.2m×0.8m=0.96 m ²
配線	0.3m×0.4m=0.12 m ²
計	1.08 m ²



(参考図)

設置箇所④詳細図(西休憩所自動販売機配置図)



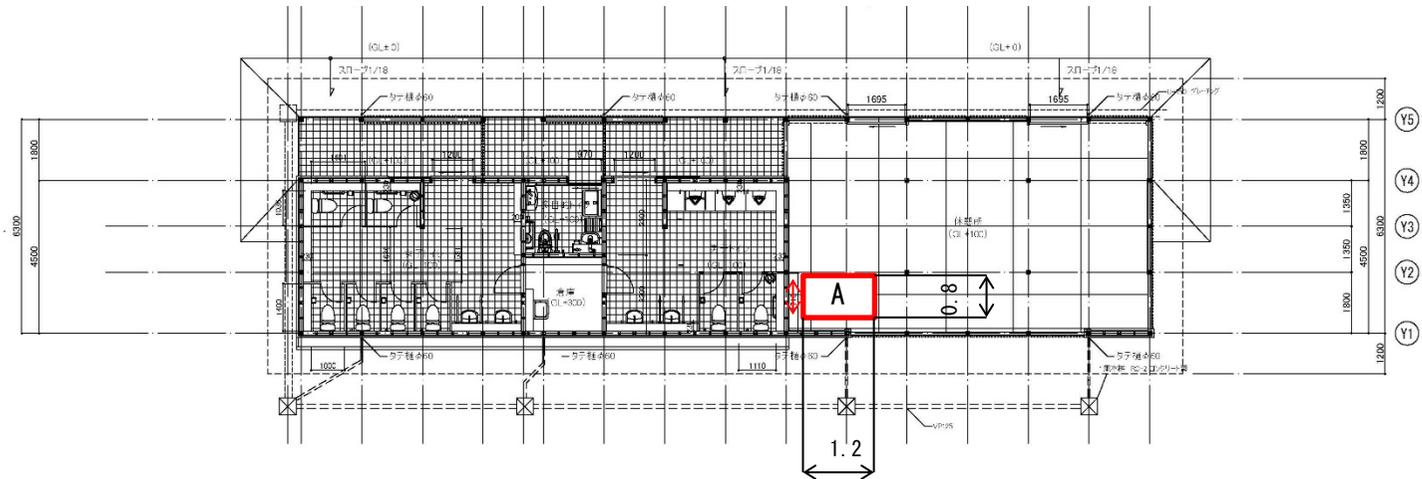
施設名	平城宮跡歴史公園西休憩所
-----	--------------

凡例	占用面積(m ²)
A	1.2m×0.8m=0.96 m ²
配線	0.3m×0.4m=0.12 m ²
計	1.08 m ²

配線 0.3 \longleftrightarrow 0.4

(参考図)

設置箇所⑤詳細図(南門広場トイレ・休憩所自動販売機配置図)



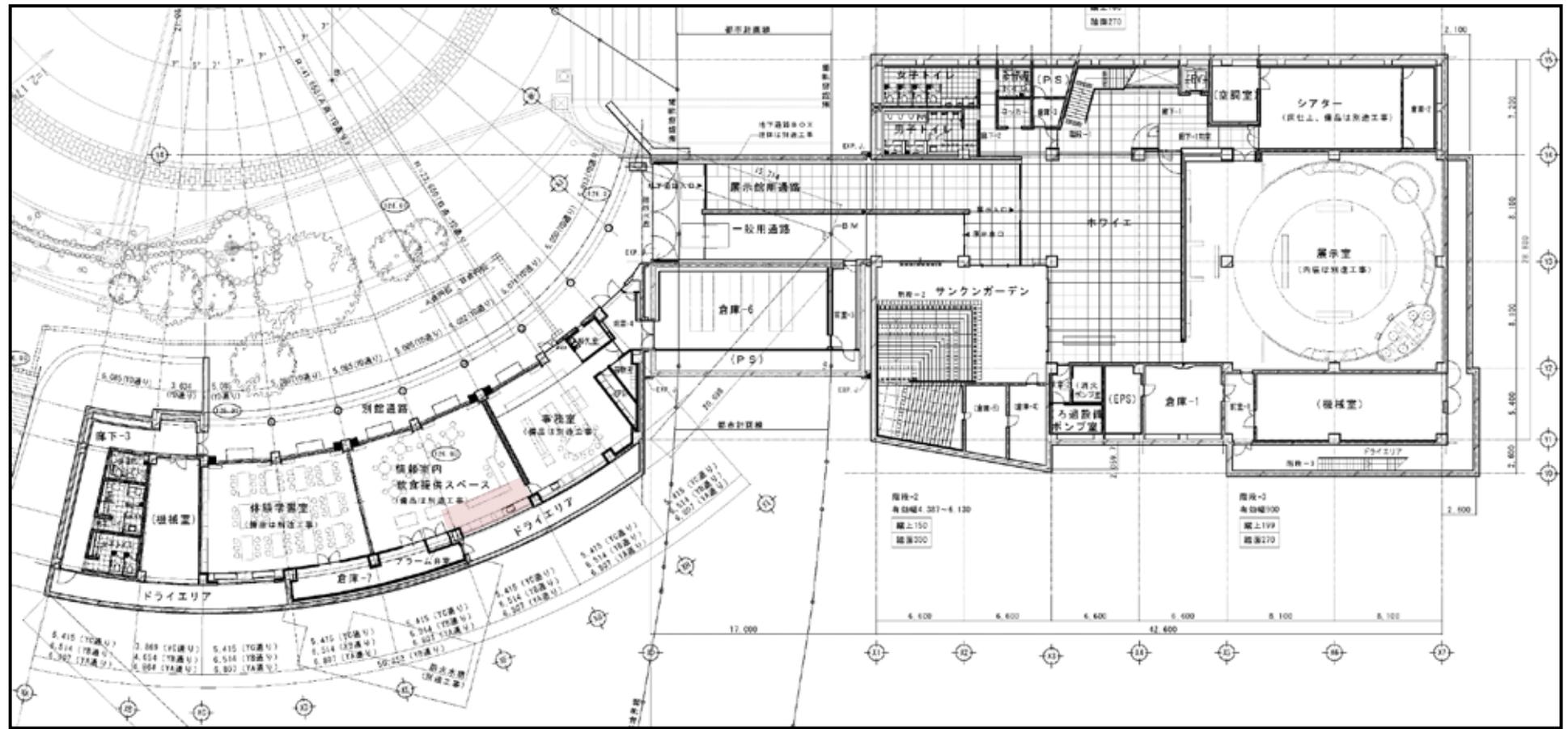
施設名	平城宮跡歴史公園南門広場トイレ・休憩所
-----	---------------------

凡例	占用面積(m ²)
A	1.2m×0.8m=0.96 m ²
配線	1.2m×0.8m=0.96 m ²
計	1.08 m ²



(参考図)

キトラ古墳周辺地区キトラ古墳壁画体験館 四神の館内売店平面図

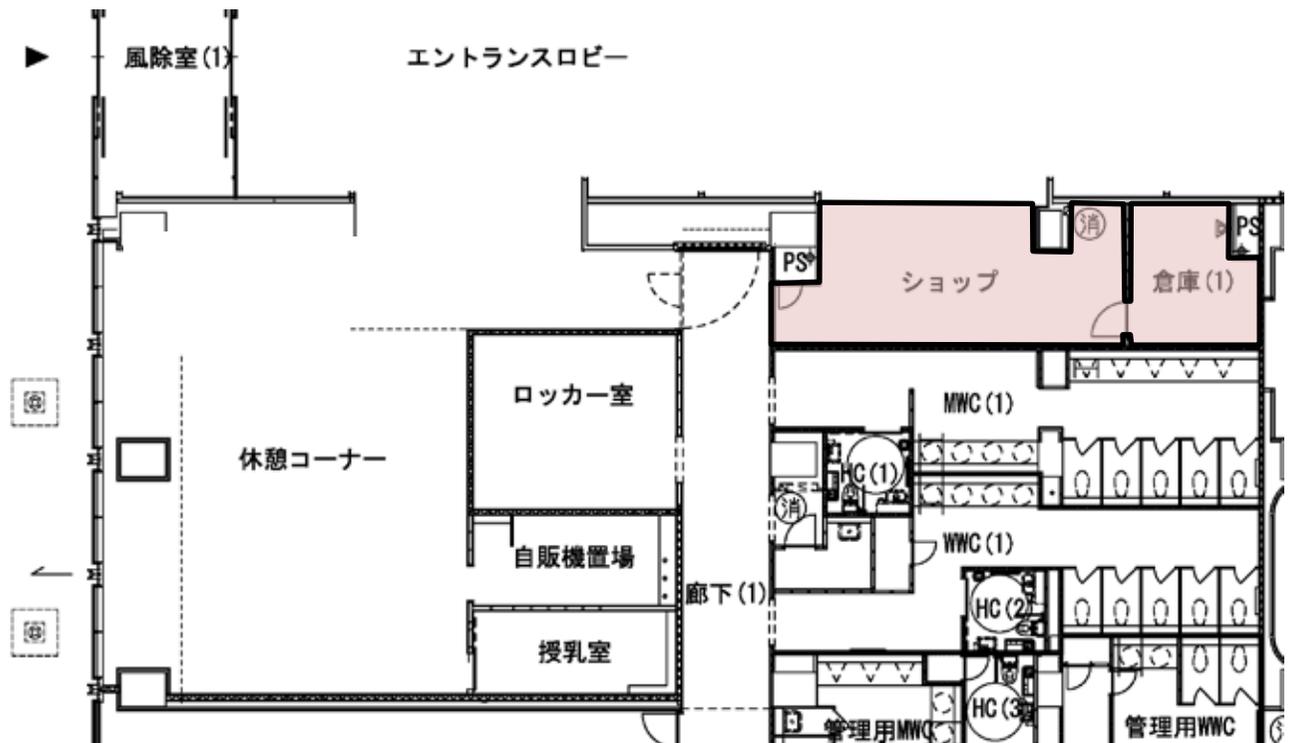


凡例	占用面積 (㎡)
	15.6 ㎡

平城宮跡展示館(平城宮いざない館)売店平面図



拡大図



施設名	平城宮跡展示館
-----	---------

凡例	占有面積(m ²)
	46.93 m ²



【範囲を設定した考え方】
 ・幹線道路に面し来園者が多く利用する本地区南東側の駐車場、休憩所、トイレ、芝生広場周辺において、新たな施設の設置が可能な範囲とする。

【収益施設運營業務との関連（注意）】
 ・飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
 ・下表に示す法令に基づく規制等について、事前の手続きが必要となる。
 ・なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。

施設設置内容により届出が必要な区域

	第1種風致地区 ^{※2}	第1種歴史的風土保存地区 ^{※1}
	第2種風致地区 ^{※2}	第2種歴史的風土保存地区 ^{※1}
	第3種風致地区 ^{※2}	
甘樫丘地区全域	景観重要都市公園 ^{※3} 景観形成特定区域 ^{※3}	
明日香村全域	埋蔵文化財包蔵地 ^{※4}	

※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
 ※2 都市計画法：明日香村風致地区条例
 ※3 景観法：明日香村景観条例
 ※4 文化財保護法

飛鳥区域の高松塚古墳周辺地区、石舞台地区、祝戸地区、平城宮跡区域については、自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲を設定しない。

自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲（キトラ古墳周辺地区）

【範囲を設定した考え方】

- ・同地区内にあるキトラ古墳壁画体験館 四神の館（別館）にある売店（収益施設（必須））の運営との競合を避ける。
- ・来園者が多く利用する 檜隈寺跡前休憩案内所、体験工房、農体験小屋周辺において、新たな施設の設置が可能な範囲とする。

【収益施設運營業務との関連（注意点）】

- ・飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
- ・下表に示す法令に基づく規制等について、事前の手続きが必要となる。
- ・なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。

檜隈寺跡前休憩所は、R12年頃まで仮庁舎棟（執務空間）として利用するため自主事業における飲食・物販施設等の設置は不可

施設設置内容により届出が必要な区域

	第1種風致地区※2	第1種歴史的風土保存地区※1
	第2種風致地区※2	第2種歴史的風土保存地区※1
	第3種風致地区※2	
キトラ古墳周辺地区全域	景観重要都市公園※3 景観形成特定区域※3	
明日香村全域	埋蔵文化財包蔵地※4	

※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

※2 都市計画法：明日香村風致地区条例

※3 景観法：明日香村景観条例

※4 文化財保護法

凡例

●●●● 指定箇所

飛鳥区域の高松塚古墳周辺地区、石舞台地区、祝戸地区、平城宮跡区域については、自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲を設定しない。



関連法令による地区指定の規制内容等について

A： 第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区

区分	本拠法令	主な規制内容	必要な手続き
第一種歴史的風土保存地区	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法 第3条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 第8条	重要な歴史的文化的遺産が周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域において、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存するため、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について現状の変更を厳に抑制。	公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針(明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針)」に沿った施設の整備であること。
第二種歴史的風土保存地区		第1種歴史的風土保存地区の周囲にあってこれと一体となって歴史的風土を形成している地域等において、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲において、著しい現状の変更を抑制。	

なお、上記地区に係る具体的な許可基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

B：第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区

(表1) 風致地区に関する主な規制内容と必要な手続き

区分	根拠法令	主な規制内容	必要な手続き
第一種風致地区 第二種風致地区 第三種風致地区	明日香村風致地区条例 第4条	<p>風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等について許可を得る必要がある。</p> <p>また、これらの行動規制に関わる許可適合基準(表2)が規定されている。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>(1)建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転</p> <p>(2)建築物等の色彩の変更</p> <p>(3)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)</p> <p>(4)水面の埋立て又は干拓</p> <p>(5)木竹の伐採</p> <p>(6)土石の類の採取</p> <p>(7)屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積</p>	<p>あらかじめ村長の許可を要する(風致地区内行為変更許可申請を提出)。</p>

なお、上記地区に係る具体的な許可基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

(表2) 第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区の許可適合基準

(建築物等の新築について)

区分		第1種風致地区	第2種風致地区	第3種風致地区
建築物等の新築	高さ	8メートル	10メートル	10メートル
	建蔽率	10分の2	10分の3	10分の4
	道路からの距離	3メートル	2メートル	2メートル
	隣接地からの距離	1.5メートル	1メートル	1メートル
	緑地率	10分の4	10分の3	10分の2
	森林区域の緑地率	10分の6	10分の5	10分の4
	切土又は盛土の高さ	2メートル	3メートル	4メートル
工作物	位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
仮設の建築物等	移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。			
地下に設ける建築物等	位置および規模が土地及び周囲の風致と不調和でないこと。			

上表の他に、建築物等の改築・増築・移転、建築物等の色彩の変更、宅地の造成、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採、土石の類の採取、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積について、各許可適合基準が規定されている（明日香村風致地区条例第5条第1項(2)～(10)）。

C-1：景観重要公共施設

明日香村景観計画（令和2年8月改訂）において「景観上重要な公共施設」（景観法 第47条で定めた景観重要公共施設に基づく）が指定され、下表に示す景観上重要な都市公園の整備に関する方針が定められている。

区分	根拠法令	方針	必要な手続き
祝戸地区 石舞台地区 甘樫丘地区 高松塚周辺地区	景観法 第47条 施設の 設定は明 日香村景 観計画（景 観上重要 な公共施 設）にお いて定め られている。	<整備方針> ・飛鳥らしい野や里山の風景をつくる、木々や花々の再生を行います。 ・飛鳥についてどこよりも新しく詳しい情報を提供します。 ・みんなが安心して利用できる公園をめざします。 ・新しい技術を活用して、飛鳥の歴史を分かりやすく体験できる施設を検討します。	法第16条等に定めた行為は、明日香村へ事前に行為の届出が必要（条例10条～13条）。 行為の届出にあたっては、明日香村への事前協議をあらかじめ行うこと。
キトラ古墳周辺地区		<整備方針> ・多くの人々の協力のもと、飛鳥ファンが共に集う場所を目指します。 ・ふるさと飛鳥の風景を守り、ゆったりと過ごせる空間を提供します。 ・歴史・文化を学び風土を体感できる場所を創っていきます。 ・飛鳥来訪者へ、便利な情報やサービスを提供します。 ・重要な史跡を守り、周辺景観と馴染ませながら往時を彷彿させる風景を創ります。	
共通		<管理運営方針> ・飛鳥らしい歴史的風土を維持します。 ・多くの人々に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します。 ・楽しく歴史を学べる場を充実させます。 ・飛鳥の生態系や環境との共生を図ります。 ・地域の方々や飛鳥ファンの思いをより活かします。 ・より多くの人々がいつでも楽しめるイベントに取り組みます。 <具体方針> ・施設整備にあたっては、周辺環境に留意し、	

		明日香村の歴史的風土に相応しい規模、意匠、素材、色彩を使用します。
--	--	-----------------------------------

法第16条：建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

行為にあたっては、「明日香村公共事業景観形成指針」や「明日香景観デザインマニュアル」等、明日香村が定める指針等についても準拠していること。

なお、明日香村景観計画に係る具体的な景観形成基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

C-2：高松塚周辺景観形成特定区域、甘樫丘周辺景観形成特定区域、石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域、キトラ古墳周辺景観形成特定区域

明日香村景観計画（令和2年8月改定）の景観形成の構想として、各区域の「歴史拠点景観形成特定区域（明日香村景観条例 第7条 景観形成特定区域に基づく）が指定され、下表に示す景観形成の取組み方針が定められている。

区分	根拠法令	景観形成の取組み方針	必要な手続き
高松塚周辺景観形成特定区域	明日香村景観条例 第7条 区域の設定は明日香村景観計画（歴史景観景観形成特定区域）において定められている。	周囲の適正な土地利用の誘導ならびに景観阻害要因の除去等を通じて、明日香村の歴史的風土に相応しい観光拠点としての景観誘導を推進します。	法第16条等に定めた行為は、明日香村へ事前に行為届出が必要（条例10条～13条）。 行為の届出にあたっては、明日香村への事前協議をあらかじめ行うこと。
甘樫丘周辺景観形成特定区域		甘樫丘からの俯瞰景ならびに甘樫丘への良好な眺望景観を保全し、明日香村の歴史的風土を享受できる場としての美林の郷づくりを推進します。	
石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域		もてなしの逸品・市場づくりなどを通じて、明日香周遊の拠点としてのにぎわいのある景観形成を推進するとともに、風格のあるゲートウェイ景観を創出します。	
キトラ古墳周辺景観形成特定区域		明日香周遊の拠点として、また、歴史的風土及び文化財等を活用した体験学習の拠点として相応しい、古墳と周辺の自然環境が一体となった歴史的風土を感じられる景観形成を進めます。	

法第16条：建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕

若しくは模様替又は色彩の変更、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

行為にあたっては、「明日香村公共事業景観形成指針」や「明日香景観デザインマニュアル」等、明日香村が定める指針等についても準拠していること。

なお、明日香村景観計画に係る具体的な景観形成基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

D：埋蔵文化財包蔵地

明日香村は全域が埋蔵文化財包蔵地であり、施設の設置に伴う土木工事を行う際には、以下の届出が必要となる。

区分	根拠法令	主な規制内容	必要な手続き
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第93条	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずる場合がある。	発掘(土木工事等)に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。(「埋蔵文化財発掘届」を明日香村教育委員会文化財課に提出)

平城宮跡区域(中央区朝堂院) 地下水位測定地点

